

島建 会報

2019 Vol.151



5月22日、全建表彰を受ける受賞者



5月23日、技士会表彰を受ける受賞者

令和元年度 通常総会／通常代議員会

- ② 建設業協会、技士会、建産連
青年部会、農林連合会

建設業協会

- ⑤ 会員現状調査を公表
委員会（平成30年度報告）

⑤ 活動だより

建災防島根県支部

- ⑧ 特別安全衛生研修会・パトロール実施中
熱中症予防対策の取り組み

建退共島根県支部

- ⑩ 平成30年度事業報告
退職金を受け取るには

⑮ 令和元年度事業予定

DCプラン

- ⑮ マッチング拠出制度

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

令和元年7月1日発行

令和元年度 通常総会

建設業
協会

魅力ある産業をアピール

一般社団法人島根県建設業協会



県建設業協会（中筋豊通会長）は5月22日、定時総会を開き、地区建協代表と協議員40人が出席した。中筋会長が「地域経済を支える公共事業の重要性を訴えつつ、社会にインフラを提供する魅力ある産業であることを積極的にアピールし、建設業界の発展に取り組んでいきたい」とあいさつ。

公共事業予算の安定確保と災害に強い県土づくり、建設業界の新時代を築く施策の展開、働き方改革の着実な進展など重点事項とする令和元年度事業計画を承認した。また、建災防県支部の通常代議員会も開かれた。

全建表彰 受賞者

令和元年度



◆役員

小畑 定義（小畑土建・雲南）
 福田 美樹（ヒカワ工業・出雲）
 波多野 諭（東幸建設・大田）
 中垣 健（サンクラフト・浜田）

◆協会職員

弓濱 雅美（雲南）
 北脇 幹人（本部）

◆企業

ひらぎの（松江）
 ナカサン（出雲）
 堀工務店（大田）
 平成建設（邑智）
 隠岐商事（隠岐）

◆個人

竹内 功（まるなか建設）
 前田 繁昌（平井建設）
 吉川 耕治（福間工務店）
 別所 栄二（今岡工業）
 須濱 義雄（福井建設）
 佐々木文和（今井産業）

通常代議員会

土木施工管理技士会 令和元年度 通常代議員会

守り手として日々研さん

技士会



県土木施工管理技士会（原諭会長）は5月23日、通常代議員会を開き、約60人が出席した。原会長が「地域の守り手としての役割を担う私たちは、災害発生時に迅速・的確に緊急対応に取り組む責務がある。日々の研さんを怠りなく続け、若手技術者への技術継承に努めよう」とあいさつ。平成30年度決算、令和元年度事業計画・予算など承認したほか、優良工事受賞技術者らを表彰した。



（一社）全国土木施工管理技士会連合会表彰

◆役員

今井 久晴（浜田支部） 毛利 栄就（浜田支部）

◆優秀技術者

大國 正幸（カナツ技建工業） 青木 隆（葛川土木）
 静間 敦志（井口建設） 藤井 有信（堀建設）
 原 秀俊（竹田組）

◆職員

細田 展子（本部） 山延 順子（松江支部）



島根県土木施工管理技士会会長表彰

◆優秀技術者

坂本 武志（日発工業） 山田 和廣（松原組）
 須山 修二（都間土建） 渡部 勝志（中筋組）
 足立 隆志（今岡工業） 桑原 健治（置名土木）
 三浦 伸一（島根三友） 市川 清志（山本組）

青年
部会

必要な産業へ活動

県建設業協会青年部会（教重智文部会長）は6月6日、通常総会を開き、31人が出席。平成30年度決算や令和元年度事業計画・予算を承認した。事

業計画では、行政との対話や地域社会の交流活動を通して、建設業が社会にとって必要な存在であることを目指すとする基本方針や活動内容を確認した。

令和元年度 通常総会 / 通常代議員会

建産連

中筋会長を再任

県建設産業団体連合会は6月7日、通常総会を開き、加盟14団体の代表が出席。役員改選で中筋豊通会長（建設業協会会長）を再任した。

令和元年度事業計画では、担い手3法の運用指針の周知・徹底▷建設産業建設生産システム合理化▷建設産業界の連携と発展一を重点事項に掲げ、建設業界が結束して取り組むことを申し合わせた。



新役員



会 長

中筋 豊通（島根県建設業協会会長）

副 会 長

小玉 隆夫（島根県管工事業協会会長）

和田 晶夫（島根県測量設計業協会会長）

理 事

加藤 隆志（島根県生コンクリート工業組合理事長・新）

常松 則義（島根県舗装協会会長）

内藤 和雄（島根県建築技術協会会長）

矢野 敏明（島根県建築士事務所協会会長）

荒木 恭司（島根県電業協会会長）

福田 康伴（島根県コンクリート製品協同組合理事長）

監 事

中田 昭彦（中国地質調査業協会島根県支部支部長）

松浦 隆介（島根県造園協会理事長）

専務理事

見継 敏博（島根県建設業協会専務理事）

農林
連合会

農林建設業協会連合会は5月22日、通常総会を開催し、平成30年度決算や令和元年度事業計画予算などを承認した。

事業計画では、例年通り、研修会の開催や上部団体である全国農村整備建設業協会・全国森林土木建設業協会などと連携した要望活動や意見交換会の開催などが計画されている。

建設業協会

会員現状調査を公表しました

平成23年度から、業界の現状把握と今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に、「会員現状調査」を実施しています。

会員企業の皆様には、調査にご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

調査結果は、協会ホームページに掲載していますので、是非ともご活用ください。



活動 だより



三ない運動+1を

浜田・江津地区建設業暴力追放対策協議会（室谷卓治会長）は3月27日、「浜田・江津地区建設業暴力追放大会」を開き、山崎孝雄浜田警察署長、石飛昇江津警察署長をはじめ、会員ら67人が参加した。

室谷会長が「暴力団追放三ない運動にプラスワンとして暴力団と交際しないことなど、今大会を契機に会員一同の連携強化を図ろう」とあいさつ。木田真人江津警察署生活安全刑事課長が、最近の暴力団情勢について「暴力団を絶対に許さないという強い意志で警察と協力して排除活動の一層強化を」と話した。

特別講演では「暴力団の社会復帰対策に向けて」と題したDVD研修を実施。山田幸登大会副会長が「暴力団からの不当要求の断固拒否を」警察および発注機関との連携の強化を「三ない運動+1の強力な推進を一などの大会決議案を読み上げ、全員で採択した。



研修会開催

県土木施工管理技士会（原論会長）は2月20、25日に、出雲建設会館、浜田建設会館で「平成30年度研修会」を開催し、技士会の会員約140人が参加した。

研修会は、島根県土木部より佐藤啓介技術管理課企画調査グループ主幹、行武宗軌河川課河川海岸整備グループ主幹、藤井基礎設計事務所より藤井俊逸社長を講師に迎え、「ICT活用工事の推進について」、「しまねの川づくりあれこれ」と「模型実験で理解する土砂災害のメカニズムと対策工法」について説明を聞いた。

委員会

【土木・建築・労働委員会】

各委員会は、平成30年度は2回の委員会を開催し、これまで委員会にて取りまとめた様々な事項を整理し、その内容について島根県担当者との意見交換会を行いました。

【土木委員会】

1. 土木関係の法令、制度に関する事項

- ①総合評価方式入札における加点措置の柔軟化について
- ②山間僻地及び離島における施工地域補正について

2. 土木工事の入札及び契約に関する事項

- ①余裕期間設定工事対象の工期通知書の提出日について
- ②総合評価方式入札に関する要望（地域維持型）
- ③総合評価方式の評価項目及び配点について
- ④低入札調査資料の提出について
- ⑤電気設備工事の追加について

3. 土木工事の資材、労務単価等に関する事項

- ①実情に即した設計への配慮について
- ②締切排水工の排水方法の選定について
- ③設計と現場の不整合について
- ④燃料単価の抽出方法について
- ⑤コンクリート二次製品使用による現場生産性の向上について
- ⑥現場の条件に即した資機材及び設計について



4. 土木工法技術の進歩向上並びに機械化に関する事項

- ①監督職員の施工状況把握について

5. その他土木に関する事項

- ①除草業務委託の単価見直しについて
- ②クレーン単価について
- ③河川工事における占用料金の徴収について
- ④監督職員交代時期（年度末）における引継ぎ事項の文書化の徹底について

【建築委員会】

1. 建築関係の法令、制度に関する事項
2. 建築工事の入札及び契約に関する事項
 - ①適正な工期について
 - ②設計・積算について
 - ③施工条件について
 - ④発注時期及び工期設定
 - ⑤書類等の簡素化について
3. 建築工事の資材、労務単価等に関する事項
 - ①土運搬数量の計上について
 - ②チェック体制の強化について
 - ③生コン単価について
4. 建築工法の進歩向上並びに機械化に関する事項
 - ①下請負人選定の優先事項について
5. その他建築に関する事項
 - ①地域環境特性や工事時期に合わせた予算の確保について
 - ②書類の簡素化による管理業務の負担軽減について
 - ③事業量の確保について
 - ④見積単価を除く営繕単価の採用について



【労働委員会】

1. 労働関係法令、諸制度に関する事項
 - ①働き方改革の推進について
 - ②週休2日制の試行について
 - ③時間外労働について
2. 人材の確保・育成に関する事項
 - ①若年労働者の入職促進について
 - ②建設業イメージアップの助成金交付について
 - ③設計労務単価の引き上げについて企業が得る適正な利潤について
 - ④労働条件における官民発注工事の差別解消について
 - ⑤建設業における雇用者の確保について
 - ⑥新人（建築）職員の育成について
 - ⑦離島における設計労務単価について
3. 労働災害に関する事項
 - ①フルハーネス型安全帯の使用に当たって
4. 建設労働者の福利向上に関する事項
5. その他建設労働に関する事項
 - ①中山間地域における冬期間の優遇措置について



建災防島根県支部



特別安全衛生研修会・



特別安全衛生パトロールを



実施中



島根労働局、島根県、建設業協会、建災防本部、島根県支部合同により
県内11地区にて研修・パトロールを実施中です。

10月31日にはパトロール結果報告会、安全指導者研修を開催します。

【研修内容】

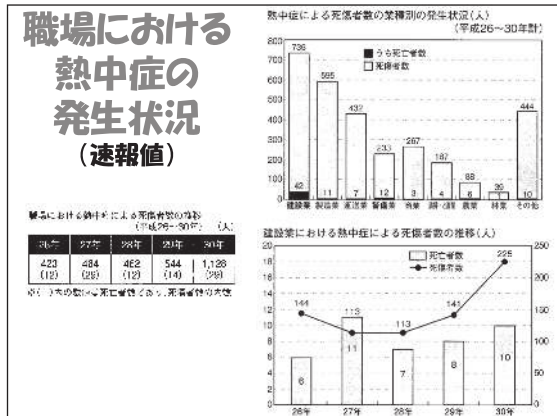
- ◆労働災害発生状況・事件事例から学ぶ安全管理
- ◆建設業等における管理者のための熱中症予防教育

【パトロール重点項目】

- ① 3大災害の防止措置の確認
- ② リスクアセスメントの実施確認
- ③ 熱中症予防対策の確認



熱中症予防対策を早めに実施しよう！



建設現場における応急措置

- 建設現場は大変厳しい作業環境
- 建設業は他の業種と比較し、熱中症に罹患する危険性が、圧倒的に高い。
- 熱中症による死者、平成21年冷夏5人、平成22年猛暑17人と3倍強の増加
- 素早い対応と適切な措置

※作業中具合が悪くなったと思ったら、直ちに「同僚に声掛け、職長元請へ伝えてもらう」

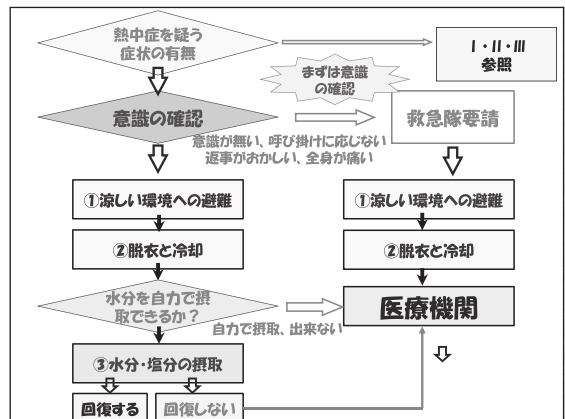
※すぐに涼しい休憩室等で休ませ、原則「病院へ連れて行き、診察を受ける」

熱中症の症状がでたら はやめの救急処置

搬送の準備がととのうまでは、職長やなかまが見守り、次の処置をする

- 移動が困難な場合は、涼しい場所へ移す
- 衣服をゆるめ、扇風機などで涼風を当てる
- 冷たい飲み物やスポーツドリンクを飲ませる
- 1人しない

III度なら 救急車を要請する



- ### 熱中症の発生防止対策
1. 直射日光を遮る
 2. 吸湿性・通気性の良い服装
 3. 十分な水分と塩分の補給
 4. 適切な休憩時間による疲労回復と場所の確保
 5. WBG T値の活用
 6. 体調確認と適正配置
 7. 症状・予防・救急法・事例 等の教育
 8. 頻繁な巡視と声掛け
 9. 順化期間の実施



建退共島根県支部

平成30年度事業報告

・島根県支部業務状況

処理件数

	新規加入 (契約申込)数	新規手帳 申込数	手帳更新 申請数	退職金 請求数	加入・履行 証明数
平成26年度	32	858	8,222	615	789
平成27年度	39	925	8,084	656	774
平成28年度	41	695	8,067	762	769
平成29年度	27	661	7,904	660	751
平成30年度	26	662	7,799	633	749

現況

	共済契約者 (加入事業所)数	被共済者 (労働者)数
平成27年3月末	1,291	28,432
平成28年3月末	1,302	28,666
平成29年3月末	1,290	20,724
平成30年3月末	1,265	20,274
平成31年3月末	1,254	19,947

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。（なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により支払われます。

退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。

12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



掛金納付年数 (月数)	退職金額 (単位：円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



2019年5月以降に退職金の請求手続きをする方へ

「令和」の元号表記の無い「退職金請求書（様式第007号）」は、2019年5月以降も引き続き使用できますが、下記の<記入例>でうすアミで示した3箇所は、機械読取（OCR）に「令和」が対応していませんので、下記<一覧表>により「令和」に対応する「平成」の年をご記入ください。

<一覧表>

西暦年	元号	年	退職金請求書に記入する元号・年	
			元号	年
2019	令和	元	平成	3 1
2020	令和	2	平成	3 2
2021	令和	3	平成	3 3
2022	令和	4	平成	3 4
2023	令和	5	平成	3 5

<記入例>

「年」は、<一覧表>の令和の元号に対応する平成の「年」を記入

「平成」の年号に☑
「年」は、<一覧表>の令和の元号に対応する平成の「年」を記入

様式 第 007号 KN 退職金請求書
建設業退職金共済事業本部 殿

下記のとおり共済手帳と住民票の原本を添えて退職金を請求します。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日	平成 3 1 年 0 6 月 0 3 日	退職金請求事由	昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/>	3 1 年 0 5 月 3 1 日
請求人（本人または遺族）	トウキョウ トシマク ヒカシイケフ クロ	〒	1 7 0 - 8 0 5 5	東京 都 道 府 豊島 市 区
氏名	勤退 太郎	遺族請求の場合 [被共済者との続柄]	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()	
被共済者番号	0 1 8 2 1 0 3 4 1	性別	男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	生年月日
被共済者氏名 (カタカナにて左詰めで記入)	キンタイ タロウ	請求事由	2	職種
共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月を記入してください	冊目 0 2	交付年月	昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/>	3 1 年 0 5 月

「平成」の年号に☑
「年」は、<一覧表>の令和の元号に対応する平成の「年」を記入

退職金請求書

様式 第 007号 KN ■■■ 退職金請求書 (建退共) ■■■

建設業退職金共済事業本部 殿

請求にあたっては、退職金請求書(コピー不可)に共済手帳、住民票(コピー不可)及び「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」を添えて提出して下さい。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日	平成	年	月	日	退職金請求事由 発生年月日	昭和	平成	年	月	日	
請求人(本人又は遺族)	現 住 所	〒		都・道 府・県		市・区 郡					
		電話番号 () - ()									
氏 名	遺族請求の場合 [被共済者との続柄]										
	配偶者 <input type="checkbox"/>		父母 <input type="checkbox"/>		その他() <input type="checkbox"/>						
被共済者番号			別 別	生 年 月 日							
被共済者氏名 (カタカナにて右詰め記入)										請求事由	職種
共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月をご記入下さい。 →						冊 目	交 付 年 月				
						昭和	平成	年 月			



※太線内のみご記入下さい。(赤太線内は振込先金融機関で記入していただき、確認印をもらって下さい。)

2. 振込金融機関についてご記入下さい。

振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	金融機関の窓口で口座名義人、普通預金口座番号等の確認印をもらって下さい。	
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 商工中金 信託銀行 労働金庫	本店 支店 出張所 本所 支所	金融機関確認印 印 ご担当者印
口座名義人	[請求人と同じ] 「カタカナ」で記入して下さい		
預金種目	口座番号(右詰めで記入※)	金融機関コード	振込先店舗コード
普通預金			

※口座番号が6ケタ以下の場合は、番号の先頭に「0」を加えてご記入下さい。

退職所得確認欄

以下のA～Cの該当区分に○印を記入していただき、裏面の「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」に必要事項を記入して提出して下さい。この申告書の提出(記入)がない場合は、退職金の20.42%(復興特別所得税を含む)に相当する額を源泉徴収いたします。ただし、被共済者が死亡し遺族の方が請求される場合は、提出する必要はありません。

区 分	事 由
<input type="checkbox"/> A	退職手当等の受給について以下のB・C欄に該当しない。
<input type="checkbox"/> B	退職金請求事由が発生した年に他にも退職手当等の支払を受けたことがある。
<input type="checkbox"/> C	退職金請求事由が発生した年の前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けたことがある。

3. 証明欄

上記のとおり退職金請求事由に該当することを証明します。

平成 年 月 日

証 明 者

契約者番号 [] (建退共の共済契約者のみご記入下さい。)

住 所 〒 []

事業所名

代表者名

電 話 () - ()



様式 第 007号 KN

退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

年 月 日 豊島 税務署長 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書		受取者受付印		
退職手当の支払者の 法人番号 (個人番号)	所在地 (住所)	〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階	あなたの 現住所	〒		
	名称 (氏名)	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部		氏名	◎	
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0 1 3 3 0 5 0 0 1 9 0 3		個人番号		
				その年1月1 日現在の住所		

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けること となった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から 受ける退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日	年	
	② 退職の区分等	一般 [] 生活 [] ・ 障害 [] 育・無 []	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年
			うち 重複	有 無	自 年 月 日	年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤続期 間	自 年 月 日	⑤	自 年 月 日	年	
	うち特定役員等勤続期間	有 無	③と④の うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年

あなたが前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年以内(その年に確定 拠出年金法に基づく老齢給付金と して支給される一時金の支払を受 ける場合には、14年以内)の退職手 当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑦	自 年 月 日	年	
		至 年 月 日	③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑥の勤続期間と重複して いる期間	有 無	自 年 月 日	年
			⑦のうち 特定役員等勤続 期間との重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等について の勤続期間(③)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日	⑩	自 年 月 日	年	
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑧又は⑨の勤続期間だけ からなる部分の期間	有 無	自 年 月 日	年
	⑨ Bの退職手当等について の勤続期間(④)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日	⑪	自 年 月 日	年	
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑦と⑩の通算期間	有 無	自 年 月 日	年
			⑪のうち ⑧と⑨の通算期間	有 無	自 年 月 日	年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

E	区分	退職手当等の支払を受けること となった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額		支払を受けた 年月日	退職 の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
					市町村民税 (円)	道府県民税 (円)			
	一般	・ ・						一般	
	特定 役員	・ ・						障害 一般 障害	
	C	・ ・						一般 障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06 改正

(規格 A 4)

個人番号及び身元確認のための書類

個人番号及び身元確認のための書類

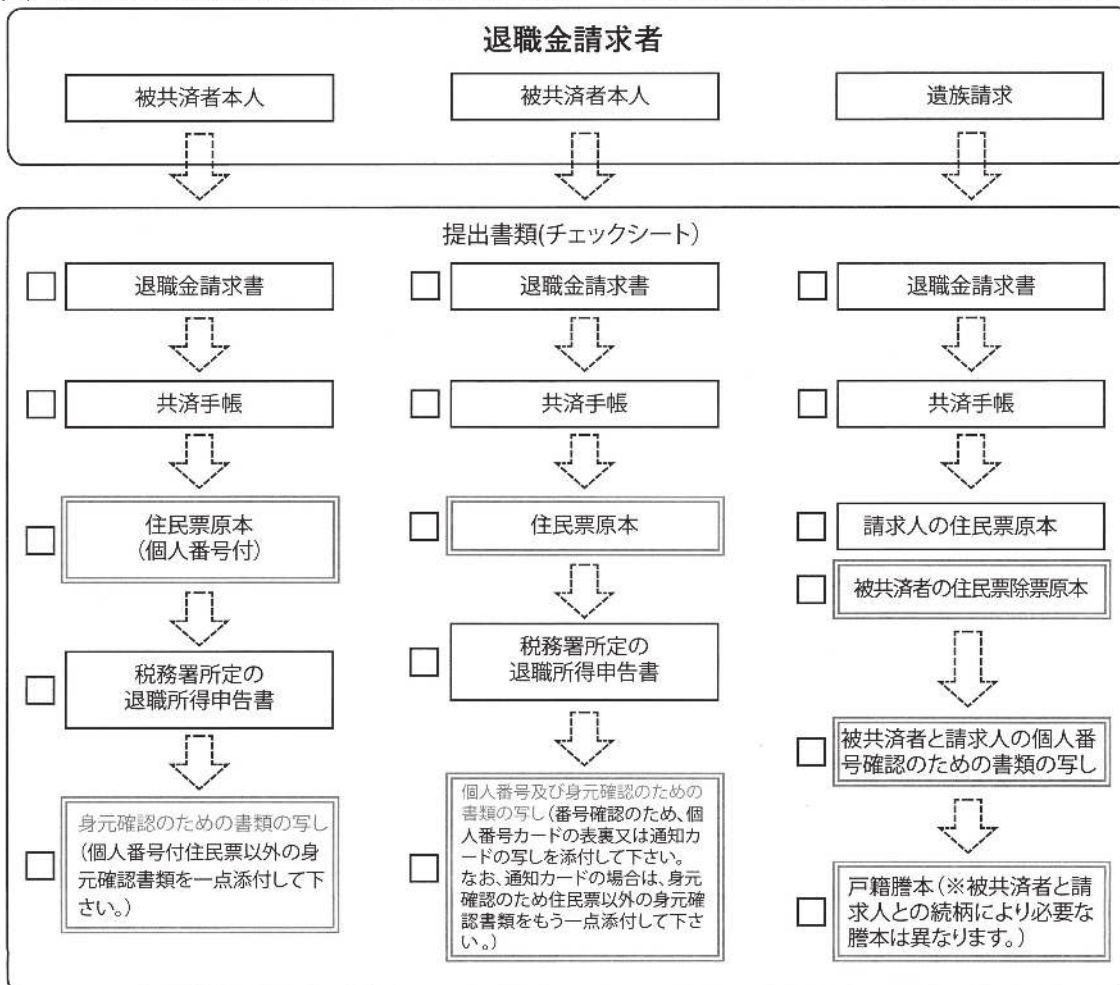
退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票（原本）」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票（原本）と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。

個人番号の確認	身元の確認
1. 個人番号カード	(※1 表面と裏面の写し)
通知カードの写し 個人番号付住民票の原本	または
2. 個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。	+ 運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。
 ※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。

- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。



令和元年度 事業予定

島根県
建設業協会

建災防
島根県支部

島根県
土木施工管理技士会

島根県農林
建設業協会連合会

7

8

9

10

11

12

1

2

3

●7 (水)
島根県建設産業人材確保・育成推進協議会
●20 (火)
島根県との意見交換会



●28 (水) ~ 30 (金)
2級土木施工管理技術検定受験準備講習会

●3 (火)
国土交通省中国地方整備局との意見交換会
●9~11月
高校生の現場見学会

●17 (木)
中国ブロック地域懇談会
令和元年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会 (鳥取市)

●12~3月
土木・建築・労働委員会

●26 (木)
第56回全国建設業労働災害防止大会(福岡)

●31 (木)
県土特別安全パトロール結果報告会

●安全祈願祭



●1 (木)
中国土木施工管理技士会連合会通常総会 (広島市)

●5 (木)
現場見学会
●研修会 (隠岐)

●支部長会議

●研修会 (出雲・浜田)

●理事会
●研修会

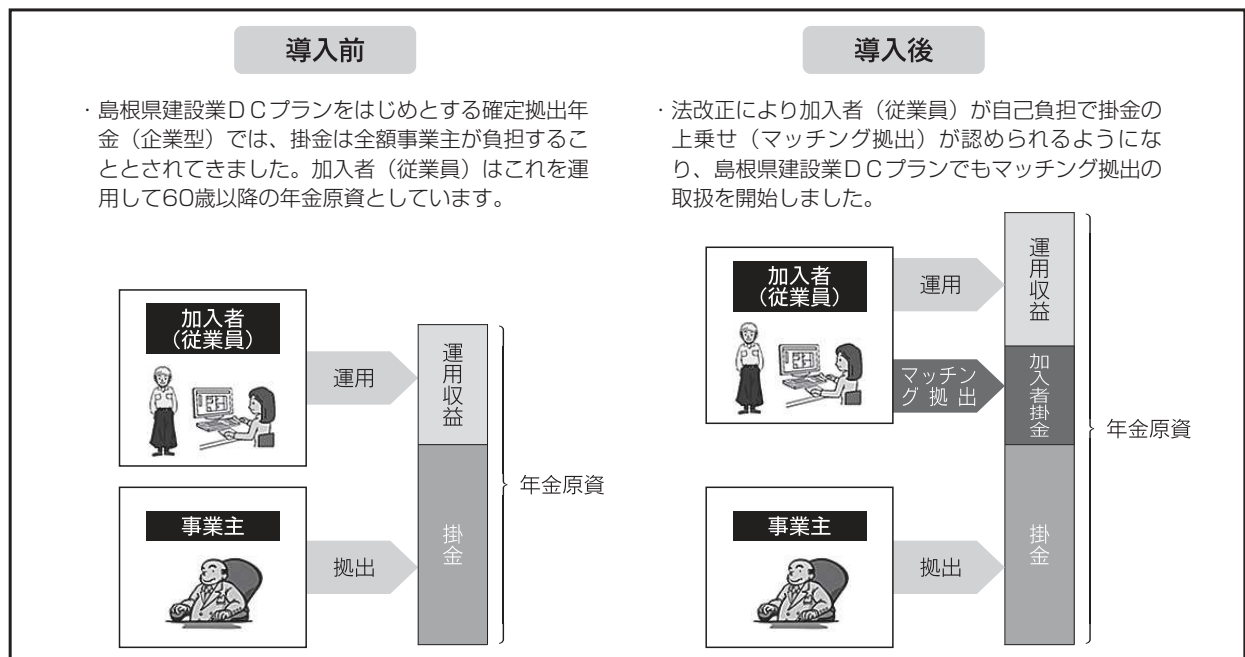


DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在14年が経過し、加入事業所が95社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* ■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 （法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

|| (公財)建設業福祉共済団からのお知らせ ||

**建設共済
保 険**

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険のよくあるご質問

(法定外労災補償制度)

(年間完成工事高契約の場合)

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

Q1 加入条件はありますか？
A：国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。現在、全国で約24,000社に加入いただいています。

Q5 企業の費用も補償されるのですか？
A：被災者への補償はもとより、災害発生時に企業が負担される諸費用（例えば、原因調査の費用および安全教育費用、訴訟関係費などの渉外費用、慰謝料、現場停止・指名停止期間の人件費等に充てる費用）も補償します。

Q2 補償の対象となるのは誰ですか？
A：現場労働者の方です。元請、下請を問わず、無記名で補償されます。また、代表者（保険契約者）も補償されます（従業員300人以下の場合）。
※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

Q6 どの程度の保険金区分に加入されていますか？
A：全国の加入者（約24,000社）の「53.5%」は2,000万円以上の保険金区分に加入されています。
(参考：上乗せされた金額の単純平均額は2,378万円 H20～27共済団保険金支払い事案の単純平均額)

Q3 同一事故で多数被災した場合はどうなりますか？
A：同一事故で多数の方が被災した場合や、契約期間中に複数の事故が発生した場合でも、それぞれの被災者に対して保険金をお支払いします。

Q7 掛金が安いと聞きましたが？
A：建設業における自主的な共済保険で、営利事業ではなく低経費で運営しています。また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害1～7級と傷病1～3級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになっています。

Q4 元請企業も下請企業も建設共済保険に加入していた場合はどうなりますか？
A：同一現場で元請企業も下請企業も加入していた場合、下請労働者が被災したときはそれぞれに保険金をお支払いします。(一定の限度額があります)

Q8 掛金は何に基づいて計算されますか？
A：掛金は直前1年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

Q9 経営事項審査において加点されるのですか？
A：申込手続き完了後、共済団から送付される「加入証明書」の写を経営事項審査の申請時に提出いただきますと、労働福祉の状況の中で15点加点評価されます。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等



◆詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団
Tel 03-3591-8451
URL : <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関
一般社団法人 島根県建設業協会
Tel 0852-21-9004

建設共済保険

働く人たちを 守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

完成工事高契約
会員加入状況
令和元年6月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)
松江	47	73.4
安来	20	100.0
雲南	37	90.2
仁多	14	100.0
出雲	52	71.2
大田	11	33.3
邑智	35	92.1
浜田	19	32.8
益田	11	44.0
鹿足	13	61.9
隠岐	19	59.4
合計	278	66.3

安い
掛金

手厚い
補償
(障害7級まで)

事業内容
ますます充実

経営事項審査において15点の加点になります。

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門琴平タワー11階)
TEL : 03-3591-8451 FAX : 03-3591-8474

■取扱機関：(一社)島根県建設業協会
〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17 ☎0852-21-9004

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索



「建設共済保険」以外にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等